

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 18 期 (2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで)

2025 年 2 月 27 日作成(公衆縦覧の開始日)

監 査 法 人 シ ド ー

神奈川県横浜市中区本町 2 丁目 14 番地

大同生命横浜ビル 9 階

代 表 社 員 菅 井 朗

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1)目的

- ①財務書類の監査又は証明の業務
- ②財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2)沿革

- 2007 年 9 月 横浜市鶴見区に監査法人シドーを設立
札幌市中央区に札幌事務所（従たる事務所）を開設。
- 2008 年 4 月 本部事務所（主たる事務所）を横浜市中区に移転。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1)業務概要

当事業年度の監査証明業務については、契約の解除が 3 社、新規の契約が 0 社となったため、当事業年度の監査業務実施数は前事業年度と比較して 3 社減少して 23 社（うち大会社等 4 社）となりました。また非監査証明業務については、2 社について業務を実施しました。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当する事項はありません。

(3)監査証明業務の状況

2024年12月31日現在（会計年度末日）

種 別	被監査会社等の数	
	総 数 (社)	内 大会社等の数 (社)
①金商法・会社法監査	4	4
②金商法監査	—	—
③会社法監査	5	—
④学校法人監査	2	—
⑤労働組合監査	—	—
⑥その他の法定監査	9	—
⑦その他の任意監査	3	—
計	23	4

(4)非監査証明業務の状況

2024年12月31日現在（会計年度末日）

区分	対象会社数 (社)
①大会社等	1
②その他の会社等	1
③その他	—

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針

当法人は、「公認会計士としての職務を公正・誠実に全うする」、「卓越したサービスを提供することで、クライアントとともに成長する」ことを長期的な目標とし、すべての構成員がこの目標を共有し、高品質な監査業務を実施することで、多くのステークホルダーから信頼される監査法人を目指しています。

当法人は、この長期的な目標を実現するために、すべての構成員が以下の経営理念のもと行動することを謳っています。

- ・ 志道：高い志と自覚をもって、プロとしての道を究めます。

- ・ 始動：現状に満足することなく、常にスタートのつもりで成長し続けます。
- ・ 指導：効果的なきめ細やかなサービスを迅速に提供します。

②経営管理に関する措置

(ガバナンス体制)

当法人は、全ての重要事項を社員全員から構成される社員会で決定しています。社員会は原則として毎月 1 回開催され、そこでの決定事項は必要に応じて専門要員に周知されます。

(社員会)

社員会は、全ての社員で構成され、法人運営に関する意思決定機能及び業務執行機能を担う機関です。定時社員会では、重要案件の決議のほか、決議または承認事項の執行経過およびその結果、また法令の定めにより社員会に報告を要する事項ならびに重要な業務執行の状況について報告を行っています。毎月の定時社員会以外にも、社員からの上程を受けて、必要に応じて臨時社員会の招集及び開催を行うこととしています。

③法令遵守に関する措置

当法人は、法令や職業倫理の遵守に関する方針及び手続について「監査の品質管理規程」で定めて運用しています。また「インサイダー取引防止に関する規程」を制定し、すべての構成員にその遵守を義務付け、研修を実施し、規程遵守に関する誓約書を入手しています。さらに、法令違反行為等を対象とした通報制度を設けています。

(2)上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

①専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人では、監査業務の品質を支えるために、品質管理を行う専担者として品質管理担当責任者を選任しています。品質管理担当責任者のもと、モニタリング担当（独立性の遵守及び品質管理システムの評価）、監査業務管理担当（監査業務ツールの整備）、専門要員の研修担当及び情報セキュリティ担当を配置して対応しています。品質管理担当責任者は、品質管理業務の実行性を高めるために品質管理業務に従事するための十分な時間を確保しています。

②専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理担当責任者は、監査実務の知見の維持及び向上のため監査業務を兼任しています。品質管理担当責任者が監査業務に携わることで、監査実務上の状況を把握し課題を識別することができ、その課題を法人全体で適時に共有し対応することを可能としています。品質管理担当責任者が従事した監査業務のモニタリングは、品質管理担当責任者以外の担当者が実施することとしています。品質管理業務の年間計画は社員会で承認され、その実績は社員会で報告されています。

(3)業務の品質の管理の状況等の評価

①基準日（会計年度中の一定の日）

2024年12月31日

②業務の品質の管理の目的

当法人は、業務の品質管理を主体的に行っていくに当たり、品質管理システムの以下の構成要素について必要と考える品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害し得る品質リスクを識別して評価を行い、評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施する品質管理システムを整備し運用しています。

- ・ ガバナンス及びリーダーシップ
- ・ 職業倫理及び独立性
- ・ 監査契約の新規の締結及び更新
- ・ 業務の実施
- ・ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ・ 情報と伝達
- ・ 監査事務所間の引継

モニタリング及び改善活動の結果、外部の検証の結果、その他の関連情報（例えば、不服と疑義の申立て）から、当法人やその業務の性質及び状況の変化を踏まえた品質目標、品質リスク及び対応の追加又は修正の必要性を示唆する情報を識別した場合には、当法人は、その情報を検討し、適切な場合には、品質目標、品質リスク及び対応の追加又は修正を実施することとしています。

③基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

（方針又は手続）

当法人は、当法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に係る規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めて運用しています。監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、監

査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめています。

(独立性の確認)

当法人は、毎年定期的に、及び必要となる時点で独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。また監査チームのメンバー及び審査担当者は、監査業務の開始時点及び終了時点で被監査会社等との間に利害関係のないことを確認しています。当該調査の結果、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するためにセーフガードを適用するか、又は適切であると考えられる場合には、監査契約を解除することとしております。

(担当者のローテーション)

公認会計士法及び「倫理規則」等に準拠したローテーションの方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めて運用しています。大会社等の監査業務においては、監査責任者及び審査担当者は7会計期間を超えて関与できず、インターバルは筆頭業務執行責任者である監査責任者は5会計期間、その他の監査責任者は2会計期間、審査担当者は3会計期間を必要としています。

なお当法人では、社員が監査業務の補助者として長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事している場合、主要な担当であると否とにかかわらず、馴れ合いによる独立性の阻害要因を生じさせる可能性が高いことから、筆頭ではない業務執行責任者と同様の一定期間のローテーションを義務付けています。

(報酬依存度)

2期連続して公認会計士法上の大会社等である依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場合には、当該独立性の阻害要因の重要性の程度を、許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用する必要がありますが、当法人ではこれまでに当該阻害要因に該当する事例はありません。

(同時提供業務)

当法人は、監査証明業務と直接的関連性を有する業務、例えばコンフォートレターを作成業務のように監査業務を実施する監査事務所が実施することを要請されている業務を除き、被監査会社から非監査業務を受嘱しないこととしています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結又は更新に関する方針及び手続については、「監査の品質管理規程」に定めて運用しています。監査業務の受嘱の可否の判断に際しては、被監査会社の事業内容、経営者の誠実性、ガバナンス、経営成績と財政状態、契約条件等を検討し、監査契約の締結のリスク評価を慎重に行ったうえで、監査業務を実施するための適性及び能力、職業倫理の遵守等を考慮しています。

監査契約の新規の締結又は更新はすべて社員会の承認を必要としています。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、監査チームのメンバーの能力、適性、十分な時間を確保できることなどを考慮して、専門要員をそれぞれの監査業務に選任しています。監査責任者の選任は、被監査会社の特性、各自の責任を適切に果たすための能力及び適性、業務量及び時間的余裕の程度を考慮して社員会で決定されます。監査補助者の選任は、被監査会社の特性、実務経験及び能力、業務量等を考慮して、監査責任者が検討し、品質管理担当責任者が承認しています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(7) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は社員会で決定することとしていますが、具体的な報酬金額の決定権限を代表社員に委任しています。代表社員は、会計年度の終了後 2 か月以内に法人全体の業績及び各社員の業績を考慮して検討を行い、最終決定しています。

(4) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、非常勤補助者を含むすべての専門要員に対して、監査品質の向上を図るために、講義の後にディスカッションを行う形式で、法人内で定期的に研修を主催する（集合研修）とともに、法人外においても継続的な教育・訓練を受けることの必要性を機会あるごとに伝え、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修を指定し（指定研修）、受講を義務付けています。

専門要員の研修を効果的に実施するために、専門要員の業績評価を踏まえて、専門要員の知識、興味、理解度及び業務への影響力を分析して研修の企画及び指定を行っています。

日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度である CPD の必要単位の取得を義務付けるとともに各専門要員の CPD 履修状況の管理を行っています。

オ. 業務の実施及びその審査

(7) 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な技能を有する専門家に、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施することを奨励しています。専門的な見解の問合せの内容及び

得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せから得られた見解から依頼事項を検討し、得られた結論に従って業務を実施することとしています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、専門的な見解の問合せの助言者との間又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めて運用しています。監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化し、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書は発行してはならないこととしています。

(ロ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、審査担当者を監査業務ごとに選任するレビューパートナー制による監査業務の審査に関する方針及び手続を定めています。これには、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性及び客観性並びに審査の記録及び保存が含まれています。

審査は、監査計画、個別案件審査、期中レビューの結論及び監査意見について行います。審査担当者が適時に監査チームミーティングに参加することにより、監査上のリスクについて深く検討することができる体制となっています。監査責任者は、監査報告書又は期中レビュー報告書の発行日までに審査担当者の審査を受ける必要があります。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、2023年10月1日より監査調書の電子化に移行し、全ての監査調書を電子媒体で作成・保管することとしています。電子調書のロック処理後は編集不可能（閲覧のみ可能）となり、監査調書の不適切な変更を防止する措置をとっています。例外的な状況でロック処理後に監査調書を追加する必要がある場合には、ロック解除の処理権限を有する品質管理担当責任者の承認のもと、既存の監査調書を編集又は削除せずに、新規の監査調書データを追加して再度ロック処理を行うこととしています。ロック処理及びロック解除は履歴として残るようになっています。

なお電子化以前の紙面による監査調書は、品質管理担当責任者の一元管理のもとで封印処理し、他の専門要員がアクセスできない外部倉庫に保管する体制を整えています。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(情報と伝達に関する品質目標の設定)

当法人は、以下の品質目標を設定しています。

- ・ 情報システムが、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること
- ・ 当法人の組織風土が、専門要員が情報を監査事務所やお互いに交換する責任を認識させ強化するものであること
- ・ 監査事務所と専門要員及び監査チームとの双方が、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する信頼性の高い情報の交換がなされること
- ・ 法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合又は外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するために、外部にも情報が伝達されること

(監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守)

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は当法人の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関して、当法人の内外から情報を収集し対応するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めて運用しています。

当法人は、法令等の違反行為又は不正行為等に関する情報を、法人内外から広く収集するために、専用の受付窓口「監査ホットライン」をウェブサイト上に設置しています。

通報者が不当な取扱いを受けることがないように配慮するとともに、受領した情報については、品質管理責任者が主担当となって法令違反行為および不正行為の有無および内容を吟味し、必要に応じて関連する監査責任者及び監査チームへの調査依頼、法律専門家、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所の利用を検討することとしています。

(監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定、必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定、品質管理システムの状況等)

当法人は、法令等により提供される品質管理システムに関する情報に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めて運用しています。

被監査会社の監査役等への情報提供とコミュニケーションについては、監査

基準報告書 260 に従って、所定の監査調書様式を使用して実施しています。
規制当局、自主規制団体への情報提供は、関連する規定に従って資料を作成し決められた期限に提供しています。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、会計監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して監査業務の引継を実施することを「監査の品質管理規程」に定めて運用しています。

当法人が前任の監査人である場合には、後任の監査事務所に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関する調書の閲覧に応じることとしています。当法人が後任の監査事務所となる場合には、前任の監査人に対して、監査事務所の交代事由、及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問し、監査調書の閲覧を求めることとしています。

引継の内容は議事録に記録し、相互に確認することを求めています。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

(品質管理システムの最高責任者)

当法人の品質管理システムの最高責任者は、包括代表社員であり、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負います。

包括代表社員は、社員の中から選出され、包括代表社員として職務を果たせる人物が社員の決議により選任されます。

包括代表社員は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、社員に対しては社員会、社員以外の専門要員に対しては直接対話による面談を実施することで、経営理念及び行動指針を示すと同時に、この基本方針の専門要員への浸透度合いを評価し、監査業務の品質の向上のためにフィードバックしています。

(品質管理システムの整備及び運用に関する責任者)

品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は、品質管理担当責任者としています。

品質管理担当責任者は、適切な経験と、能力、知識、影響力及び事務所内の権限を有していることを考慮して社員会で選任されます。また品質管理担当責任者は、割り当てられた役割及び当該役割の遂行について説明責任を負う

旨を理解し、与えられた責任を果たすために十分な時間が確保されることとなっています。

品質管理担当責任者の業務は、品質管理システムの整備から始まり、その運用状況の評価に至るまで多岐に渡り、法人全体の品質管理の向上を徹底させる役割を担っています。

(モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者)

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、品質管理担当責任者が兼務で選任されています。

品質管理担当責任者は、品質管理システムの整備及び運用状況に関する情報を適時に把握し、識別した不備に対処するためのモニタリング及び改善プロセスを整備し、運用しています。なおモニタリング及び改善プロセスの運用に関する専任の補助者を1名選任しています。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理システムの構成要素に係るリスク評価プロセスに関する方針及び手続として「監査の品質管理規程」を定めて運用しています。

当法人は、品質目標の達成を阻害し得る状況、事象、環境又は行動について理解し、これらの有無が品質目標の達成にどの程度、阻害し得るのかを考慮して、品質リスクを識別します。また、当法人は、モニタリング及び改善活動の結果、外部の検証の結果、その他の関連情報（例えば、不服と疑義の申立て）から、当法人やその業務の性質及び状況の変化を踏まえた品質目標、品質リスク及び対応の追加又は修正の必要性を示唆する情報を識別した場合には、その情報を検討し、品質目標、品質リスク及びその対応の追加又は修正等の対応を図っています。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システムのモニタリングに関する方針及び手続として「監査の品質管理規程」を定めて運用しています。

品質管理担当責任者は、モニタリング及び改善プロセス自体に関するものを含め、発見事項を集約し、不備が存在するかどうかを判断します。識別された不備についてはその評価を行い、不備の根本原因の調査、識別された不備への是正措置の内容、時期及び範囲等を考慮して識別した不備へ対処しています。

④業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

基準日時点において重要な不備はないため、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しています。

⑤④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当する事項はありません。

(4)公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

特定の監査証明業務の執行に不当な干渉を受けた場合の不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めて運用しています。このような不服と疑義の申立てがあった場合には、品質管理担当責任者は、その内容を吟味し、関連する専門要員等への質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧や、法律専門家を関与させ、不服と疑義の申立てを調査します。そして場合によっては、適切な是正措置を講じなければならないこととしています。

(5)直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2024 年 4 月

(6)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

品質管理システムに関する最終的な責任者である包括代表社員は、当法人の第 18 期（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当する事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当する事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
9 人	—	9 人

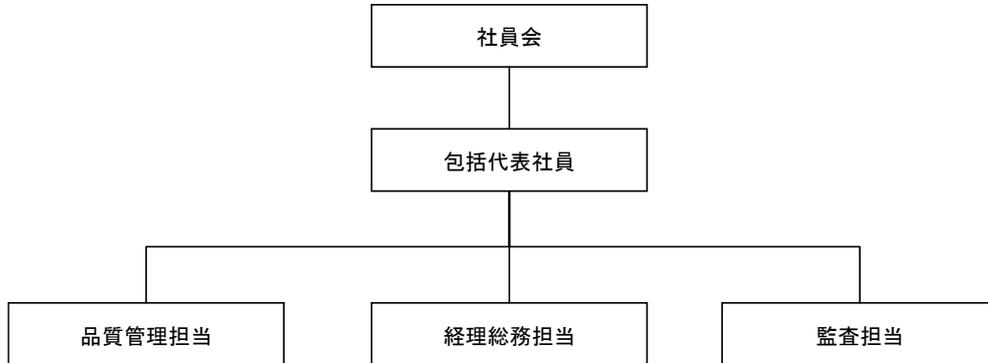
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要事項の決定	9 人	—	9 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部事務所	神奈川県横浜市中区 本町 2 丁目 14 番地 大同生命横浜ビル 9 階	7 人	—	7 人	—
(従) 札幌事務所	北海道札幌市中央区大 通西 8 丁目 2-24 桂和大通ビル 30 6 階	2 人	—	2 人	—

四. 監査法人の組織の概況



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 17 期	第 18 期
	2023 年 1 月 1 日～	2024 年 1 月 1 日～
	2023 年 12 月 31 日	2024 年 12 月 31 日
売上高		
監査証明業務	188,843	201,240
非監査証明業務	1,600	3,100
合 計	190,443	204,340

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称（2024 年 12 月 31 日現在）

株式会社 CE ホールディングス

株式会社テクノメディカ

株式会社トレードワークス

株式会社オルツ